

民事訴訟法

(5月26日)

大学生のAは、2年前にB社のスマートフォンを購入し、使用していたが、SIMロックが解除されたことを受け、料金の安いC社に変えることにした。C社のSIMカードを利用するには、C社が作成した契約書にサインしなければならないが、それには「SIMカードの利用に関し、C社と利用者の中で紛争が生じ、裁判所に訴える必要が生じたときは、東京地方裁判所に訴えを提起するものとし、他の裁判所に提起してはならないものとする」という文言が含まれていた。このような裁判管轄に関する取り決めに（ ）と呼ぶ。民事訴訟法第（ ）条は、（ ）の原則にのっとり、このような取り決めに認めている。

このような取り決めのないならば、被告の住所地を管轄する裁判所に提訴することもできる。その根拠条文は（ ）である。

上掲の取り決めとは異なり、「SIMカードの利用に関し、C社と利用者の中で生じ、裁判所に訴える必要が生じたときは、東京高等裁判所に訴えを提起するものとする」という取り決めは認められない。なぜなら、取り決めは（ ）に限り許されるからである。例えば、第1審が京都地方裁判所であるとき、第2審は（ ）となる。

上掲の取り決めに反し、Aはさいたま地方裁判所に訴えを提起したとする。このとき、同裁判所は管轄違いを理由に、Aの訴えを（ ）するのではなく、東京裁判所に（ ）する。

Aが利用料金を支払わないため、CがAを訴えたとする。この訴えの訴訟物は（ ）である。民法第169条によれば、Cの料金請求権は、5年間、行使しないと消滅する。しかし、請求権が発生してから5年内に訴えを提起すれば、時効で消滅することはない。ただし、提訴しても、訴えが（ ）されれば、時効の中断効は生じない。

逆に、AからCに対し、訴えを提起したが、担当裁判官は、偶然にも、Aの父親であったとする。父親はAの（ ）親等の親族にあたる。このような場合、裁判が公正に行われるようにするため、裁判官は（ ）される。これは被告であるCの異議申立てを待つまでもなく、裁判所が（ ）で行う。

Aではなく、Aが主将を務めるバレーボール・クラブがSIMカードを申し込んだとする。このサークルは（ ）を持たないため、原告または被告になることはできない。

民事訴訟法

(5月26日)

大学生のDは大学の近くにアパートを借り、生活しているが、電力自由化を受け、電力会社をE社に変更することにした。E社が用意した契約書には「電力の使用に関し、E社と利用者の間に生じた紛争は、東京地方裁判所に提起しなければならない」という条項が含まれていた。民事訴訟法第()条はこのような取り決めに認めているが、これが()と判断されるならば、訴えについて審査しうるのは東京地方裁判所のみとなる。そうではなく、()と判断されるなら、他の裁判所に提訴することも許される。例えば、Dが電気料を支払わないため、その支払いを求める訴えは、義務履行地を管轄する裁判所に提起することができる。その根拠条文は()である。この場合における義務とは()である。その履行地についてDとEが決めていないときは、()が履行地となる。

民法第173条によれば、電気料金の支払請求権は、2年間行使しないならば消滅する。訴えを提起すれば、2年が経過しても時効によって消滅することはないが、訴えが()されれば、時効の中断効は生じない。

E社による電力の供給は安定せず、度々、停電になった。そのため、損害を被ったとして、Dは損害賠償金の支払いを求め、さいたま地方裁判所に訴えを提起したとする。上掲の取り決めによれば、訴えは東京地方裁判所に提起しなければならないが、被告であるEが同意するならば、埼玉地方裁判所の管轄権が発生する。これを()と呼ぶ。

Dが提起した訴えを審査する裁判官は、偶然にも、Dの祖父であったとする。祖父はDの()親等の親族にあたる。このような場合、裁判が公正に行われるようにするため、裁判官は()される。これは被告であるEの異議申立てを待つまでもなく、裁判所が()で行う。

Dは損害賠償の支払いを求める訴えを提起するつもりはなかったが、友人のFが訴えを提起したとする。この訴えの訴訟物は()であるが、Fは()に欠けるため、裁判所によって()される。